平成２６年（フ）第３８３号
埼玉県入間市大字新久845番地26　23―332
破産者　永島　伸子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９６号
新潟県村上市金屋2126番地
破産者　石井　英和
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１３６号
石川県かほく市内日角ル６番地21
破産者　杉本　　裕
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７号
金沢市末町５の74番地９、従前の住所金沢市高畠１丁目448番地
破産者　小西　雅也
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺211番地
破産者　和田　　徹
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
長野県安曇野市明科中川手2259番地
破産者　竹田　憲一
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２５４号
名古屋市名東区極楽２丁目78番　グリーンパークシエル102号、旧住所静岡県焼津市石津273番地の１
破産者　原田　　弘
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５号
静岡県沼津市下香貫宮脇351番地の１、前住所静岡県田方郡函南町平井1720番地の74
破産者　杉沢　英二
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
静岡県富士市日乃出町157番地　金刺第二ビル201号、前住所静岡県富士市松本223番地の21
破産者　三品千鶴子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２６２号
滋賀県栗東市上砥山1226番地
破産者　大田　隆之
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４３号
京都市左京区下鴨東高木町32番地１　下鴨フラッツ202号
破産者　指宿　　志
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８００号
京都市右京区嵯峨観空寺明水町１番地の３
破産者　柏井智惠子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
松江市八雲町日吉333番地219
破産者　須山　和男
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
熊本県荒尾市大正町１丁目１番２号
破産者　北村　大輔
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１５５号
大分県別府市西野口町８番32号　藤野住宅１Ｆ
破産者　鎗丸　明晃
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
大分県別府市西野口町８番32号　藤野住宅１Ｆ
破産者　鎗丸　聡子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
大分県宇佐市院内町斎藤1318番地
破産者　瀧口　和也
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
宮崎県都城市高城町四家1029番地１
破産者　井ノ上邦彦
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１２０７号
東京都中野区丸山２丁目１－６、開始決定時の住所東京都豊島区長崎５丁目６－３
破産者　小林　　稔
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部